



熊本県公報

第 1 2 2 5 1 号
平成 25 年 9 月 24 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 2
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 2
- 熊本県天草ビジターセンターに係る指定管理者の募集…………… (自然保護課) 2
- 熊本都市計画土地区画整理事業の決定(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 4
- 熊本都市計画道路の変更(嘉島町決定)…………… (") 4
- 熊本都市計画用途地域の変更(嘉島町決定)…………… (") 4
- 八代都市計画用途地域の変更(八代市決定)…………… (") 4
- 八代都市計画特別用途地区の変更(八代市決定)…………… (") 4
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県留置施設視察委員会に関する規則及び熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部留置管理課) 5

告 示

熊本県告示第 8 5 9 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 9 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	八代市泉町葉木 7 0 番 6 0 地先から 同所 7 0 番 6 0 地先まで	187. 0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県告示第 8 6 0 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 9 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津 浦港線	天草市有明町上津浦字通山 5 0 0 番 9 地先から 同所	34. 0	仮設道路 設置

507番4地先まで

2 供用を開始する期日 平成25年9月24日

公 告

熊本県公告第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字下八久保2000番190の一部
1,575.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000番地190
社会福祉法人 慈敬会

熊本県公告第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鏡町野崎地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鏡町野崎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年9月25日から平成25年10月23日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第523号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県天草ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
 - (2) 所在地
上天草市松島町合津6311番1号地内
 - (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 11,410.50平方メートル（駐車場 約3,000平方メートルを含む。）
 - イ 主な建物 ビジターセンター（鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積427.43平方メートル）
 - (4) 施設の概要
ビジターセンター（事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫）、公衆トイレ、ポンプ室及び駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定管理者の指定期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県デジタルセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年事業年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面
- (エ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県環境生活部環境局自然保護課自然環境・公園班（県庁行政棟新館5階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2274（直通）
- (3) 提出期間
平成25年10月18日（金）から平成25年10月24日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
2部
- 6 指定管理候補者の選定
平成25年11月上旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成25年9月24日（火）から平成25年10月24日（木）までの間に交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成25年10月9日（水）午後1時30分
- (2) 場所
デジタルセンター内
- (3) 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に掲げる申請書の提出先にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること

がある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)と同じ。

熊本県公告第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画土地区画整理事業 嘉島東部台地土地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により八代都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により八代都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成25年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七

浦地区（桜野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営七浦地区（桜野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 5 年 9 月 2 5 日から平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 1 号

熊本県留置施設視察委員会に関する規則及び熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県留置施設視察委員会に関する規則及び熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（熊本県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正）
第 1 条 熊本県留置施設視察委員会に関する規則（平成 1 9 年熊本県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「警察署長」を「留置業務管理者（法第 1 6 条第 1 項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「警察署長」を「留置業務管理者」に改める。

（熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則の一部改正）

第 2 条 熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則（平成 1 9 年熊本県公安委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 2 条を除く。）中「署長」を「留置業務管理者」に改める。
第 2 条中「警察署長（以下「署長」という。）」を「留置業務管理者（法第 1 6 条第 1 項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

別記様式第 1 号中「警察署の名称 _____ 警察署」を「留置施設の名称 _____」に、「警察署長 _____」を「留置業務管理者 _____」に、「上記警察署長」を「上記留置業務管理者」に改める。

別記様式第 4 号中「留置警察署名 _____ 警察署」を「留置施設名 _____」に改める。

別記様式第 5 号中「警察署の名称 _____ 警察署」を「留置施設の名称 _____」に、「警察署 _____ 警察署」を「留置施設 _____」に、「上記警察署長」を「留置業務管理者」に改める。

別記様式第 8 号中「留置警察署名 _____ 警察署」を「留置施設名 _____」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。